

「食品のヘルスクレームに関する勉強会」の開催のお知らせ

NPO 法人食科協では平成 17 年度研究事業として、徳島大学総合科学部教授 関澤 純先生 (NPO 法人食科協 理事) の「食品安全に関わるリスク評価・リスクコミュニケーションの国際比較と運用のあり方」に研究協力することになりました。国際協調を必要とする食品の安全問題の中から、当食科協は健康食品やサプリメントの研究開発や安全評価／表示に関係のある「食品のヘルスクレーム (健康強調表示) のあり方」を具体的な議題に選び、リスクコミュニケーション部会での協議と会員等へのアンケート調査を行い、当協議会としての「あり方」に関する論点整理、方向性、考え方などを取りまとめたたいと計画しています。

そこで、まず、「食品のヘルスクレーム (健康強調表示)」に関する内外の現状を把握するため、下記の勉強会を開催することにいたしました。

この勉強会は、上記の趣旨から会員を対象に計画しましたが、「食品のヘルスクレーム (健康強調表示)」については消費者団体、食品企業、行政機関など各分野の方々の関心も強いことから、会員外の方々へもお知らせし、多くの方々に参加を呼びかけることにしました。多数の方々のご参加をお待ちしています。

記

1. 日 時 平成 17 年 11 月 10 日 (木) 13 時 30 分から 16 時
2. 場 所 全麵連会館 4 階会議室
江東区森下 3-14-3(別添地図参照)
3. 講 演 食品の栄養及びヘルスクレームについて
ー日本及び欧米の現状、コーデックスの検討状況ー
4. 講 師 NPO 法人日本国際生命科学協会 理事
(財)日本健康・栄養食品協会特定保健用食品技術部会 顧問
ダニスコジャパン株式会社 学術・技術担当最高顧問
浜野 弘昭
5. 意見交換 講演後約 1 時間 (15 時から 16 時)
6. 申込み方法 参加を希望する方はメール又は FAX で、氏名、連絡先、及び NPO 法人食科協の会員・非会員の別を記載し、お申し込みください。折り返し参加証をお送りします。参加費は当日会場でお支払ください。定員になり次第締め切らせていただきます。
7. 参加人数 48 名
8. 参加費 会員 1,000 円 非会員 2,000 円

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会 (NPO 法人食科協事務局)

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2F

TEL/FAX 03-5669-8601 E-MAIL: shokkakyo@ccfhs.or.jp URL: <http://www.ccfhs.or.jp>

2005年11月10日

アンケート調査へのご協力をお願い

徳島大学総合科学部 関澤 純

(内閣府食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会座長)

わが国はカロリーベースで食糧の過半を輸入に依存していますが、食品については国際的な合意のもとに安全、かつ安定した食品の供給が求められます。私は「食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究班」(厚生労働科学研究：代表玉木武日本食品衛生協会理事長)ほかで、今後一層必要とされる国際協調や効果的なリスクコミュニケーションのあり方について研究を進めています。今回、食品保健科学情報交流協議会(食科協)のご好意により会員の皆様にご意見を伺う機会を与えられ、ご協力をお願いいたします。

- 1 国際食品規格(Codex Alimentarius：以下、国際規格とする)について
(該当する回答の括弧内に○をお願いします)
() 聞いたことがある、() 知っている、() 良く知っている
- 2 国際食品規格の活動のうち最近関心を持った分野または内容はどれですか？
() バイオテクノロジー応用食品、() 食品衛生、() 食品添加物・汚染物、
() そのほか(具体的に記してください) _____
- 3 国際食品規格の活動に関する情報をどのように入手していますか？
() 特に関心を払っていない、() 国のコーデックス連絡協議会の報告から
() 「食品衛生研究」記事から、() そのほか _____
- 4 国際食品規格の活動について今後どのようにすべきでしょうか？(複数回答可)
() より理解を深めたい、() 複雑でわかりにくい、() 特に関心ない
() そのほか _____
- 5 今後の対応についてあなたのご意見をお聞かせください
() 国として対応を強化する、() 業界で勉強し対応を検討する
() そのほか _____
- 6 国際食品規格を含むわが国の国際対応のあり方についてご意見をお書きください。

ありがとうございました。今回調査結果を参考にさらに具体的な調査を進め、「食科協」ともご協力して今後の活動の参考にさせていただきたく思います。

回答集計結果は別途発表予定のため省略

添付資料 5

日本リスク研究学会食の安全とリスク研究部会勉強会のご案内

世話人 関澤 純

趣旨

2月初めに日本リスク研究学会食の安全とリスク研究部会で勉強会を予定しましたが講師の欧州食品安全庁の Gassin さんが事故により来られなくなりました。

そこで急遽ケンタッキー大学地域開発学科で、アメリカのBSE報道の分析の研究をされておられる田中敬子さんをお呼びすることになりました。日程と場所の関係もありクローズドでお話をお聞きする機会を下記のように設けました。

日時： 3月2日(木)10時半から12時

場所： 主婦会館プラザエフ5階第二会議室：

参照 <http://www.plaza-f.or.jp/information/otoiawase/otoiawase.html>

講師： 田中敬子氏(ケンタッキー大学地域開発学科助教授)

演題： 「アメリカにおける米国産牛肉のBSEリスクに関する報道の分析」

先生のご経歴や発表論文につきましては先生の研究室のホームページ

Http://www.uky.edu/Ag/CLD/faculty_tanaka.html をご覧ください。

なお田中先生は昨年12月の「農業と経済誌」牛肉輸入再開問題特集号61-66頁に

「アメリカ国内世論はどう動いたか」という論文を寄稿されています。

分 担 研 究 報 告 書

2. 国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究

分担研究者 豊 福 肇

平成17年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）

「食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究」

分担研究報告書

国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究

その1 海外国際援助組織における食品安全に関する Capacity Building に関する実態調査

分担研究者 豊福 肇 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官
委託研究者 株式会社エム・エイチ・ビー

研究要旨：我が国の今後の食品安全分野の capacity building 政策及び戦略の構築に資するため、15 の先進国の国際援助組織を対象に、①方針及び戦略、②CB を実施する国を選ぶ基準、③CB 実施プランを作成する手順、④過去の CB 実績等を調査したが、実績については3機関、①から③については1機関からのみしか回答が得られなかった。また、Standard and Trade Development Database 及び FAO/WHO 等の国際機関における食品安全に関する Capacity Building 関係の実績を Web page を通じて調査した。

A. 研究目的

食品安全分野の capacity building (CB) は、我が国を含む多くの先進国が国際援助組織を通じて実施している。この研究では我が国の今後の食品安全分野の CB 政策及び戦略の構築に資するため、15ヶ国の援助組織を対象に、①途上国に対する食品安全 CB に関する方針及び戦略、②CB を実施する国を選ぶ基準、③CB 実施プランを作成する手順、④食品安全 CB はその援助組織においてプライオリティ分野であるか、並びに⑤過去5年間に実施した食品安全分野の CB の内容について調査を試みた。

B. 研究方法

表1に示す15ヶ国の表2に示す援助組

織を対象に、各組織の Web から検索した連絡メールアドレスを通じ、添付1-2の質問状を送信した。さらに平行して15ヶ国すべての在日大使館へ本調査を依頼するにあたり適切な組織または部署を問い合わせたところ、表3の通り9ヶ国の在日大使館のみ回答をくれた。そのうち、すでにコンタクトした組織以外を薦めて来たのは同表3の6ヶ国で、それらについてもメール、電話で接触を試みた。

また、Standard and Trade Development Database 及び FAO/WHO 等の国際機関における食品安全に関する Capacity Building 関係の実績を Web page を通じて調査した。

C. 研究結果 ならびに D. 考察

メールでの問い合わせに回答があった機関は3機関のみで、うち2機関は実績なし、1機関（英国 Department for International Development (DFID)）は質問1-4については無回答で、1つのCB実績を掲載したweb pageを紹介された。（内容は別添参照）」

15ヶ国すべての在日大使館へ本調査を依頼するにあたり適切な組織または部署を問い合わせたところ、表3の通り9ヶ国の在日大使館のみ回答をくれた。そのうち、最初にコンタクトした組織以外を薦めて来たのは同表3の6ヶ国で、これらについても、同様に電子メールにてコンタクトした。その結果、オーストラリアの Australian Centre for International Agricultural Research (ACIAR) とニュージーランドの New Zealand's International Aid and Development Agency (NZAID)のみから回答を得た。

なお、質問1～4について回答が得られたのは NZAID のみであった。

質問1. 途上国の食品安全の capacity building に対する国家政策及び戦略は？

「メコン地域諸国の食品安全の向上」プロジェクト(内容下記)、特に国家政策及び戦略の開発。

質問2. 食品安全の capacity building を先導する対象国として選んだ基準は？

貿易及び開発プログラムはメコン地域諸国に照準を当てた。東南アジアで最貧国であるため。

質問3. 途上国の食品安全の capacity building プランの展開手順は？

メコン地域諸国の食品安全、品質プロジェクト(内容下記)は、NZAID の情報により FAO、WHO が計画したもの。

質問4. 食品安全の capacity building は貴機関にとって優先課題であるか？

当機関の優先課題ではない。貿易及び開発プログラムの中で提唱されたものである。食品安全の向上は途上国の輸出を促進し、消費者の健康に寄与するからである。また2つのプロジェクトについて回答があった。

ACIAR の返答は、質問1-4については無回答で、1つのCB実績を回答があった。

またweb pageからの調査で Standards and Trade Development Facility から50のプロジェクト、さらに FAO または WHO が関与した199のプロジェクトが確認された。これらのうち、EC主体のプロジェクトは2004年新たにEUの加盟国となった国々及びアフリカを対象とした国々が多かった。また、タイ、中国のように調査したなかでそれぞれ12、8のプロジェクト対象となっている国が認められた。

E. 結論

SPS協定の発効以降、食品安全分野のCBは対象国の食品の安全性を高めるだけでなく、食品を国際規格へ適合させることによる国際貿易の市場拡大、しいては当該国の経済の活性化につながることから、先進国による発展途上国への食品安全分野へのCBの重要度が増した。しかし、CB実施の戦略

があると判明した国は少なく、多くの国々はケースバイケースの対応をしていたこと国際的な協調性をもった、CB 政策及び戦略の構築が望まれる。また複数の国から同一の国への類似のプロジェクトがみられることから、国際間の調整、限られたリソースの中で重複や偏りが無い CB の遂行が望まれる。

回答率の悪さから、このような、email、web 情報を基にした調査の限界が明らかになった。世界各国の CB の現状把握の困難さが改めて浮きぼりになった。今後はコンタクトアドレスが把握できた機関を中心に、対面調査を含めたより詳細な情報収集が必要であることが判明した。

また、プロジェクトのタイトル、目的等には食品安全と掲げられていなくても、農産物の市場アクセスの強化、貿易の増大を目指すプロジェクトのなかには、結果的に輸出向け食品の Codex 規格への適合、検査体制の整備、国内 Codex 委員会の整備等、食品の安全性の確保と密接に関連しているものもあり、ひとことで食品安全に関するプロジェクトと言っても、サーチするのが難しいことも明らかになった。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

豊福 肇 Codex Information 第 37 回
食品衛生部会、食品衛生研究, 55 (2005),
25-32

2. 学会発表

①窪田邦宏、豊福肇、酒井真由美、鈴木穂高、春日文子、森川馨
「食品安全情報」 — 海外における食品微生物情報の動向
第 140 回日本獣医学会学術集会、鹿児島市、
2005 年 9 月

②豊福 肇

CODEX における食品安全規格と国際的動向
第 24 回 日本食品微生物学会学術セミナー、
広島市、2005 年 9 月

③豊福 肇

コーデックス及び世界の動向
国立保健医療科学院 平成 17 年度特別課程
食品衛生管理コース
2006 年 2 月

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

国名
オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
ドイツ
デンマーク
フィンランド
フランス
アイルランド
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
スウェーデン
イギリス
米国

表 1 海外国際援助組織の調査対象国

国名	援助組織
オーストラリア	Australian Agency for International Development (AusAID)
オーストリア	Austrian Development Agency (ADA)
ベルギー	Belgian Development Cooperation
カナダ	Canadian International Development Agency (CIDA)
ドイツ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) Bundesministerium fuer Wirtschaftliche Zusammenarbeit (BMZ) Kreditanstalt fur Wiederaufbau (KfW)
デンマーク	Danish Development Agency (DANIDA)
フィンランド	Dep't for Int'l Development Cooperation
フランス	Agence francaise de developpement (Afd)
アイルランド	Ireland Development Cooperation
オランダ	Netherlands Development Cooperation
ニュージーランド	New Zealand Official Development Assistance (NZODA)
ノルウェー	Norwegian Agency for Development Cooperation (NORAD)
スウェーデン	Swedish International Development Cooperation Agency (SIDA)
イギリス	U.K. Department for International Development (DFID)
米国	U.S. Agency for International Development (USAID)

表 2 調査依頼先海外国際援助組織

国名	推薦機関名
オーストラリア	Australian Centre for International Agricultural Research (ACIAR)
ドイツ	農林水産庁第3局
フィンランド	(1)と同様
フランス	外務省
オランダ	外務省
ニュージーランド	New Zealand's International Aid and Development Agency (NZAID)
ノルウェー	(外務省内) Ministry of Development Cooperation
スウェーデン	(1)と同様
米国	(1)と同様

表3 各国在日大使館の回答

海外国際援助組織における食品安全に関する

Capacity Building に関する実態調査

株式会社エム・エイチ・ビー

目次

海外国際援助組織における食品安全に関する Capacity Building に関する実態調査

- (1) 調査対象海外国際援助組織
- (2) 海外国際援助組織からの回答
- (3) 各国在日大使館への協力要請
- (4) 国際機関による発表
 - a) Standards and Trade Development Facility
 - b) FAO/WHO/CAC

海外国際援助組織における食品安全に関する Capacity Building に関する実態調査

(1) 調査対象海外国際援助組織

表 1 に記載の 15 先進国を選び、この援助組織を対象に調査を行った。

国名
オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
ドイツ
デンマーク
フィンランド
フランス
アイルランド
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
スウェーデン
イギリス
米国

表 1 海外国際援助組織の調査対象国

次に、表1に示した各国の海外援助組織のうち、適切と思われる機関とそのウェブサイトを調べ、そこに記載された連絡先電子メールアドレスに調査協力依頼の電子メールを2005年12月1日より送信し始めた。

表2に上記調査依頼を行った各国の援助組織を示す。また、協力依頼の電子メールの内容は添付1-1、1-2、1-3の通りである。

国名	援助組織
オーストラリア	Australian Agency for International Development (AusAID)
オーストリア	Austrian Development Agency (ADA)
ベルギー	Belgian Development Cooperation
カナダ	Canadian International Development Agency (CIDA)
ドイツ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) Bundesministerium fuer Wirtschaftliche Zusammenarbeit (BMZ) Kreditanstalt fur Wiederaufbau (KfW)
デンマーク	Danish Development Agency (DANIDA)
フィンランド	Dep't for Int'l Development Cooperation
フランス	Agence francaise de developpement (Afd)
アイルランド	Ireland Development Cooperation
オランダ	Netherlands Development Cooperation
ニュージーランド	New Zealand Official Development Assistance (NZODA)
ノルウェー	Norwegian Agency for Development Cooperation (NORAD)
スウェーデン	Swedish International Development Cooperation Agency (SIDA)

イギリス	U.K. Department for International Development (DFID)
米国	U.S. Agency for International Development (USAID)

表 2 調査依頼先海外国際援助組織

(2) 海外国際援助組織よりの回答

表 2 に示した組織への初回コンタクト後、返事を得るべく、再三リマインドの電子メール、電話コンタクトを試みるも明確な回答がほとんど得られず、表 3 に示す組織のみ回答を受けることが出来た。

国名	機関名	コメント
オーストリア	Austrian Development Agency (ADA)	当該機能ない。適当な機関の紹介なし。
ドイツ	Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)	当該機能ない。BMZ を薦められた。
イギリス	U.K. Department for International Development (DFID)	1 件実績あり。内容を示すウェブサイトを紹介してくれた。

表 3 海外国際援助組織よりの回答

表 3 中のイギリスの回答したウェブサイト記載のプロジェクト内容を下記する。ウェブサイトのハードコピーは添付 2 の通り。

国名:イギリス

回答機関:Department for International Development (DFID)

<回答内容>

質問 1. 回答なし

質問 2. 回答なし

質問 3. 回答なし

質問 4. 回答なし

質問 5. 実施国名: ガーナ

プロジェクト: 食品安全性向上のための指導者養成

期間: 明記されていないが 2004 年以前

目的: 実施国では、都市部近郊地域などを中心に中小企業や個人レベルでの食物(主に農作物)の売買が行われており、Accra では 6 万人もの人々が 4800 万ドル規模の売買を行っている。これらの活動は貧困層を含む市民の健康に役立っているが、食品安全性の観点からは問題がある。このため、ガーナ Ministry of Health 傘下の Food and Drug Borad 所属の食品安全性の指導者の訓練を強化し、かかる中小企業の育成、地方の農業及び都市近郊地区の農産品ビジネスを促進する。

予算: 公表なし

主たる活動: (1) 食品の生産、加工に従事している個人に食品安全性の知識を与えるための指導者の育成。

(2) 食品の生産、加工業者に自らの生産、加工の自己評価をするためのサポート及び HACCP に準拠した工場的设计。

(3) 4人の食品検査官に対し、検査及び HACCP 準拠工場の視察の訓練を行った。

(4) Food and Drug Borad 所属の食品安全性の指導者に HACCP の訓練技術の供与した。また、Royal Institute of Public Health に準拠したアフリカ式 HACCP 訓練と試験センターを創設した。

結果: (1) 上記活動はすべて成功し、Food and Drug Borad による食品安全性の訓練プログラムは根付いた。

(2) プロジェクトの目標が達成したが、実施国での食品安全性が向上し、消費者がそれを実感し、経済活動がより活発になったかは定かとは言えない。

(3) 食品の安全基準の向上のためにかかる費用、特に中小企

業のそれを極小化することは次の時点での食品安全性のプロジェクトの課題として残る。

(4) 安全性の基準に対する国民の広くに浸透した不安は、いまだ食品の安全が広く行き渡っていないことを意味する。このため、より効果的な立法、更なる教育、Food and Drug Borad による厳格な実施強制力、よりよい食品安全性基準の価値を理解させることが必要である。

(5) Food and Drug Borad は食品安全性の基準作りに急ぐべきであり、そのために成し遂げるべき事が多くある。例えば、EU 向けの農作物のために、小規模食品販売者と対応策を議論することも含まれる。

(6) 実施国の強固な政治的な意思があれば食品安全性基準の向上は可能である。つまり、今後それをサポートする ODA があるなしにかかわらず、それは向上すると思われる。しかし、食品安全性を早く向上させるには国外よりのサポートが不可欠であろう。

成功の判断基準： 公表なし

(3) 各国在日大使館への協力要請

上記(1)と並行して、15ヶ国すべての在日大使館へ本調査を依頼するにあたり適切な組織または部署を問い合わせたところ、表4の通り9ヶ国の在日大使館のみ回答をくれた。そのうち、(1)にてコンタクトした組織以外を薦めて来たのは同表4の5ヶ国。

国名	推薦機関名
オーストラリア	Australian Centre for International Agricultural Research (ACIAR)
ドイツ	農林水産庁第3局
フィンランド	(1)と同様
フランス	外務省
オランダ	外務省
ニュージーランド	New Zealand's International Aid and Development Agency (NZAID)
ノルウェー	(外務省内) Ministry of Development Cooperation
スウェーデン	(1)と同様
米国	(1)と同様

表4 各国在日大使館の回答

(1)以外に推薦された組織に、(1)と同様に電子メールにてコンタクトした。その結果、オーストラリアのACIARとニュージーランドのNZAIDのみ回答を得た。

a) オーストラリア ACIARよりの回答

同組織中のウェブサイトに記載されたプロジェクトレポートを参照するよう回答あり。この概要を下記する。ウェブサイトのハードコピーは添付3の通り。

国名:オーストラリア

回答機関:Australian Centre for International Agricultural Research (ACIAR)

<回答内容>

質問 1. 回答なし

質問 2. 回答なし

質問 3. 回答なし

質問 4. 回答なし

質問 5. 実施国名: インド、タイ

プロジェクト: 国際食品安全基準と途上国の加工食品の輸出に関する検討

期間: 2002年4月1日～2005年12月31日

目的: 衛生及び植物検疫の(国際)基準が途上国の農産物輸出に与える影響を知り、自由貿易による恩恵を十分に受けるにはいかすべきかを追求するもの。特に衛生及び植物検疫に関する合意(SPS)とこれに関連するWTO係争に注力した。この研究により、SPS関連係争解決へのWTOの対応の向上及び、関連事項に関する上記実施国の技術的、科学的及び制度上の対応力の向上が期待出来ると思われる。特にケアンズ・グループの主要国であるオーストラリアにとって、先進国と農産物輸出途上国間の貿易において存在する隔たりを埋めることに大きく関与すると思われる。

予算: 54,615.00 豪ドル

主たる活動: (1)資料の調査 (2)加工食品の売買に関する情報(国連資料による)、食品の輸入阻止措置に関する米国での実例(FDA資料による)の収集 (3)タイ及びインドでの民及び官の関係者による調査委員会の設置と討論会の実施 (4)調査委員会による現地調査、資料調査の結果のまとめ、を行いペーパー及びウェブ上にまとめた。